

第3次四街道市男女共同参画推進計画・評価結果表の見方

No.	「取り組み」及び「取り組み内容」	評価	実施・成果の内容	実績	課題	担当課
17	【主目的事業】 男女共同参画推進を主目的とする事業	○	産業振興課情報コーナーに、家族経営協定・認定農業者の内容が記載されたチラシを設置した。また、新規就農相談があったときは、認定新規就農者の制度や附帯する補助事業について説明することにより、農業経営における男女共同参画を促進した。	【女性の認定農業者数】 ・既存5名[昨年度5名] 【女性の認定新規就農者数】 ・既存2名[昨年度2名] 【家族経営協定締結数】 ・既存21戸[昨年度21戸]	—	産業振興課
関連事業	【関連事業】 事業の実施が間接的に男女共同参画推進に寄与する事業 「関連事業」と記載		【実施・成果の内容】 実績に基づき、実施状況と成果を記載	【実績】 実施・成果の内容の根拠となるデータ(実績値)を記載	—	産業振興課
81	「市職員へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発」 ノー残業デーの普及や年次有給休暇の取得の促進に努めるなど、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、市職員への意識啓発を行います。	○	時間外勤務の上限を月45時間、年間360時間以内と定め、効率的な業務遂行による時間外勤務の縮減と年次休暇等を活用し、ワーク・ライフ・バランスを推進した。また、働きやすい職場環境の形成を目的に、セルフケア「ストレスチェック」を行い、高ストレス者に対しては、産業医によるカウンセリング	【啓発方法等】 時間外勤務の縮減等についての通知 2回 【職員1人当たりの残業時間、休暇日数】 ・残業時間 208.9時間[前年度171.0時間] ・休暇日数 13.0日[前年度13.5日]	—	人事課 政策推進課
82	「市職員への育児・介護休業の普及・啓発」 育児・介護休業制度が男女職員の間に周知されるとともに、その活用が促進されるよう努める。		後育児休業制度を控えて、等の説明を各課で行った。し、解に向けた周知が	【課題】 取り組みが主目的事業であり、評価が「△：計画の取り組みに不足がある」または、「▲：再検討(中止含む)」の場合に記載	育児休業に関しては、休業時の給与補償の拡充等について国等への働きかけを含め検討する必要がある。また、介護休業の対象となる職員の把握が困難であるため、制度周知及び理解を促す必要がある。	人事課

※評価の目安
◎：計画を上回る取組 ○：計画どおりの取組 ●：計画は概ね取り組まれた △：計画の取り組みに不足がある ▲：再検討（中止含む） —：評価対象外